



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *43 知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 3
- *44 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)..... 4
- *45 和歌山県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例 (")..... 4
- *46 和歌山県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例 (県民生活課)..... 5
- *47 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例及び和歌山県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例 (子ども未来課)..... 5
- *48 和歌山県自殺対策緊急強化基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)..... 6
- *49 和歌山県ワクチン接種緊急促進基金条例を廃止する条例 (健康推進課)..... 6
- *50 和歌山県妊婦健康診査支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例 (")..... 6
- *51 和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例 (労働政策課)..... 7
- *52 和歌山県森林整備加速化・林業再生基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例 (林業振興課)..... 7
- *53 和歌山県河川法施行条例の一部を改正する条例 (河川課)..... 8
- *54 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (都市政策課)..... 8
- *55 和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例 (建築住宅課)..... 8
- *56 和歌山県体力開発センター設置及び管理条例を廃止する条例 (教育委員会)..... 8
- *57 和歌山県金属くず業条例の一部を改正する条例 (警察本部)..... 9

公布された条例のあらまし

- ◇ 知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 条例概要
知事及び副知事の期末手当の額を減ずることとしました。（題名及び第1条関係）
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。
- ◇ 和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 条例概要
公職選挙法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（第1条関係）
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。
- ◇ 和歌山県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、和歌山県固定資産評価審議会の委員の数を定めるとともに、規定の整備を行いました。（第 1 条、第 2 条、第 3 条及び第 6 条関係）

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

1 条例概要

交通安全対策基本法の一部改正に伴い、知事が必要と認めて任命する和歌山県交通安全対策会議の委員の数及び任期を定めました。（第 3 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例及び和歌山県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

1 条例概要

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（第 1 条及び第 2 条関係）

2 施行期日

平成 26 年 1 月 3 日から施行します。

◇ 和歌山県自殺対策緊急強化基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県自殺対策緊急強化基金について、原資として国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てることのできる特例を定めました。（附則第 1 項及び附則第 2 項関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県ワクチン接種緊急促進基金条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県ワクチン接種緊急促進基金を廃止しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県妊婦健康診査支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県妊婦健康診査支援基金を廃止しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金について、原資として国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てることのできる特例を定めました。（附則第 1 項及び附則第 2 項関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県森林整備加速化・林業再生基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県森林整備加速化・林業再生基金について、原資として国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てることができる特例を定めました。（附則第 1 項及び附則第 2 項関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県河川法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

河川法の一部改正に伴い、流水の占用の許可を受けた水利使用のために取水した流水等のみを利用する発電のために河川の流水を占有することについて登録を受けた者から流水占用料を徴収することとするとともに、規定の整備を行いました。（第 3 条及び別表第 2 関係）

2 施行期日

水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日から施行します。

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（第 2 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

1 条例概要

福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（第 6 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県体力開発センター設置及び管理条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県体力開発センターを廃止することとしました。

2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日から施行します。

◇ 和歌山県金属くず業条例の一部を改正する条例

1 条例概要

金属くず商の許可申請書等に記載すべき事項及び金属くずの売買等をしたときの記録の方法等を見直すとともに、所要の改正を行いました。（第 3 条、第 11 条、第 12 条、第 16 条及び第 20 条関係）

2 施行期日

平成 25 年 12 月 1 日から施行します。

条 例

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 3 号

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給料の特例に関する条例（平成13年和歌山県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

知事等の給与の特例に関する条例

第 1 条の見出し中「給料」を「給与」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 平成25年12月に支給する知事及び副知事の期末手当の額は、知事及び副知事の給与その他の給付条例第 3 条第 2 項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書の規定により定められた額から当該額に100分の 6 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

（職員の給料等の臨時特例に関する条例の一部改正）

- 職員の給料等の臨時特例に関する条例（平成25年和歌山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「知事等の給料の特例に関する条例」を「知事等の給与の特例に関する条例」に改め、同条中「知事等の給料の特例に関する条例」を「知事等の給与の特例に関する条例」に、「第 1 条」を「第 1 条第 1 項」に改める。

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 5 年 1 0 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 4 号

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県議会議員及び和歌山県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第143条第 1 項第 4 号の 2」を「第143条第 1 項第 4 号の 3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 5 年 1 0 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 5 号

和歌山県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

和歌山県固定資産評価審議会条例（昭和37年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第401条の 2 第 6 項」を「第401条の 2 第 5 項」に、「および」を「及び」に改める。

第 3 条を削り、第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 7 人以内で組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第 6 条中「はかつて」を「諮って」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 5 年 1 0 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 6 号

和歌山県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

和歌山県交通安全対策会議条例（昭和45年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「同条同項第 6 号の規定による委員は」を「同項第 6 号の規定による委員及び同項第 7 号の規定による委員はそれぞれ」に改め、同条第 2 項中「第17条第 3 項第 6 号」の次に「及び第 7 号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例及び和歌山県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 5 年 1 0 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 7 号

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例及び和歌山県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

（和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例の一部改正）

第 1 条 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター設置及び管理条例（平成 7 年和歌山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

（和歌山県男女共同参画推進条例の一部改正）

第 2 条 和歌山県男女共同参画推進条例（平成14年和歌山県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第21条第 2 項中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 1 月 3 日から施行する。

和歌山県自殺対策緊急強化基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 5 年 1 0 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 8 号

和歌山県自殺対策緊急強化基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県自殺対策緊急強化基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成21年和歌山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（処分の特例）

- 2 基金は、第 6 条の規定にかかわらず、原資として国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てるとき、これを処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県ワクチン接種緊急促進基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平 成 2 5 年 1 0 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 9 号

和歌山県ワクチン接種緊急促進基金条例を廃止する条例

和歌山県ワクチン接種緊急促進基金条例（平成22年和歌山県条例第66号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県妊婦健康診査支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平 成 2 5 年 1 0 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 0 号

和歌山県妊婦健康診査支援基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

和歌山県妊婦健康診査支援基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成21年和歌山県条例第 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 5 年 1 0 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 1 号

和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成21年和歌山県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（処分の特例）

2 基金は、第 6 条の規定にかかわらず、原資として国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てるとき、これを処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県森林整備加速化・林業再生基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 5 年 1 0 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 2 号

和歌山県森林整備加速化・林業再生基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県森林整備加速化・林業再生基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成21年和歌山県条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（処分の特例）

2 基金は、第 6 条の規定にかかわらず、原資として国から交付された交付金を国に返還するために要する経費の財源に充てるとき、これを処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県河川法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 3 号

和歌山県河川法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県河川法施行条例（平成12年和歌山県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「許可」の次に「又は法第23条の 2 の規定による登録」を加える。

別表第 2 中「さく類」を「柵類」に改める。

附 則

この条例は、水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成25年法律第35号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 4 号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表42の項(1)中「並びに」を「及び」に改め、「及び報告」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 5 号

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

和歌山県営住宅条例（平成 9 年和歌山県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第25号）第21条」を「第25号）第30条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県体力開発センター設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 25 年 10 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 6 号

和歌山県体力開発センター設置及び管理条例を廃止する条例

和歌山県体力開発センター設置及び管理条例（昭和49年和歌山県条例第67号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県金属くず業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 5 年 1 0 月 4 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 7 号

和歌山県金属くず業条例の一部を改正する条例

和歌山県金属くず業条例（昭和32年和歌山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「本籍、住所」を「住所」に改める。

第11条第 1 項中「、身分証明書」を削る。

第12条の見出し中「帳簿」を「帳簿等」に改め、同条第 1 項中「帳簿」の次に「若しくは規則で定めるこれに準ずる書類（以下「帳簿等」という。）」を加え、同項第 3 号中「、年齢及び特徴」を「及び年齢」に改め、同条第 2 項中「帳簿」を「帳簿等」に改める。

第16条第 1 項中「金属くず帳簿等」を「帳簿等（第12条第 2 項に規定する書面で同項の記録が表示されたものを含む。）」に改める。

第20条第 1 号中「本籍、住所」を「住所」に改める。

附 則

この条例は、平成25年12月1日から施行する。